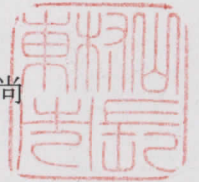




30東経企収第81号の2  
平成31年4月12日

東村山市議会議長  
伊藤真一様

東村山市長 渡部 尚



### 文書質問の回答

平成31年3月29日付、30東議発第176号にて、貴職よりいただきました文書質問につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 質問事項 当市窓口業務受託事業者の労働者雇用の実態について

3月24日付東京新聞朝刊において、パソナ及びパーソルテンプスタッフに登録する派遣社員の処遇に関する報道がなされた。

報道によれば、両社に登録する派遣社員が改正労働者派遣法の規定により、無期雇用への転換を希望した際、通勤交通費の支給を受ける場合は時給を減額するという、内部規定が存在するとのことである。

同一労働同一賃金・雇用の安定・キャリアアップなど法の趣旨に反する行為であると考える。

市役所保険年金課窓口業務を委託しているパソナ、包括連携協定を締結しジョブシェアセンターを運営し働き方改革を共同で研究しているパーソルテンプスタッフ、実名報道された両社との契約・協定関係を結ぶ本市として、労働者の雇用実態や処遇などを確認し、法の趣旨に則り是正を促す必要があり、本市の信頼性保持のため厳正な対処が必要と考え、以下質問する。

#### (1) 当市で働く労働者の雇用実態は

① 保険年金課、ジョブシェアセンターで働く労働者の雇用形態は何か。

○ 業務受託業者に確認したところ、保険年金課で働いている方々は、契約社員として雇用されております。

また、ジョブシェアセンターで働いている方々につきましても、契約社員と

して雇用されております。

② 派遣社員だった場合、報道にあるような条件は課されているのか。

○ 保険年金課、ジョブシェアセンターで働いている方々は派遣社員ではございません。また、雇用条件については雇用主と雇用者間の問題と認識しているため、把握しておりません。

## (2) 市としての権限

① 委託契約を結んでいるパソナに対し、報道にあるような事実があった場合、市にはどのような指導権限があるのか。

○ 民間事業者への指導権限は、労働基準監督署にございますことから、市には指導権限はございません。

② 包括連携協定を結んでいるパーソルテンプスタッフに対し、市としてどのような権限があるのか。

○ 民間事業者への指導権限は、労働基準監督署にございますことから、市には指導権限はございません。

③ 保険年金課及びジョブシェアセンターで働く労働者が、今後無期雇用に転換する時期になった際、市として事業者にどのように意見を伝えていくのか。

○ 雇用条件については、あくまで雇用主と雇用者間の契約で決められることとなりますが、信頼性を維持していけるよう適宜、意見をお伝えしてまいりたいと考えております。